

議第222号

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項および第14条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項第1号の表中「6,300」を「6,800」に、「9,730」を「10,500」に、「12,600」を「13,600」に、「19,400」を「21,000」に、「25,100」を「27,100」に、「44,600」を「48,200」に、「68,700」を「74,200」に、「89,500」を「96,700」に、「39,000」を「42,100」に、「50,400」を「54,400」に、「63,000」を「68,000」に、「97,300」を「105,000」に、「126,000」を「136,000」に、「194,000」を「210,000」に、「251,000」を「271,000」に、「3,210」を「3,470」に、「4,920」を「5,310」に、「22,800」を「24,600」に、「34,300」を「37,000」に、「32,100」を「34,700」に、「49,200」を「53,100」に改め、同項第2号の表中「220」を「240」に、「350」を「380」に、「500」を「540」に改め、別表第2項の表中「2,170」を「2,340」に、「3,550」を「3,830」に、「4,240」を「4,580」に、「1,260」を「1,360」に、「1,830」を「1,980」に、「2,060」を「2,220」に、「2,640」を「2,850」に、「4,000」を「4,320」に、「4,680」を「5,050」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。